



埼玉県報

第 2737 号
平成 27 年(2015 年)
10 月 6 日
火曜日

目次

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（共助社会づくり課）
- 身体障害者福祉法第 15 条の医師の指定（障害者福祉推進課）
- 身体障害者福祉法第 15 条の医師の指定の辞退（障害者福祉推進課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 県道児玉新町線の区域の変更（本庄県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）

正誤

- 埼玉県内水面漁場管理委員会告示第 1 号中訂正（内水面漁場管理委員会）

告 示

埼玉県告示第千二百二十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課において備え置く方法及びインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十七年十月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年九月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アジア障害者教育協会

三 代表者の氏名

青 木 陽 子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市見沼区大字御蔵千五百三十八番地三

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、自国およびアジア各国における障害者に対し、自立支援法に基づいた福祉に関する事業を行い、障害者の社会的自立と福祉の増進に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、自国およびアジア各国における障害者に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づいた福祉に関する事業を行い、障害者の社会的自立と福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百二十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十七年十月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名	指定障害区分	診療科名	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
大橋 重信	肢体不自由	外科	医療法人社団全仁会東都春日部病院	春日部市大畑六百五十二 一七	平成二十七年七月一日
八巻 信行	肢体不自由	整形外科	医療法人社団全仁会東都春日部病院	春日部市大畑六百五十二 一七	同
北澄 忠雄	じん臓機能障害	内科	医療法人社団全仁会東都春日部病院	春日部市大畑六百五十二 一七	同
窪田 公一	ぼうこう又は直腸機能障害、肝臓機能障害	外科	医療法人社団全仁会東都春日部病院	春日部市大畑六百五十二 一七	同
坂巻 利実	肝臓機能障害	内科	医療法人社団全仁会東都春日部病院	春日部市大畑六百五十二 一七	同
山本 真	心臓機能障害	循環器内科	医療法人社団明芳会イムス三芳総合病院	入間郡三芳町藤久保九百七十四一三	平成二十七年八月七日
徐 汀汀	視覚障害	眼科	医療法人社団愛友会三郷中央総合病院	三郷市中央四一五一	平成二十七年九月十四日

寺内 直毅	視覚障害	眼科	さくら眼科内科	所沢市けやき台一―八―二	同
三戸岡 克哉	視覚障害	眼科	北戸田駅前みとおか眼科	戸田市新曽二千二百二十 ―一北戸田ファーストゲ― トタワー二F	同
宮崎 智成	視覚障害	眼科	みやざき眼科	東松山市東平九百三十二 ―三	同
吉田 武史	視覚障害	眼科	埼玉県厚生連久喜総合病院	久喜市上早見四百十八― 一	同
小林 正人	音声・言語機能 障害、肢体不自 由	脳神経外科	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷 三十八	同
山本 有祐	音声・言語機能 障害、そしやく 機能障害	形成外科	医療法人社団愛友会上尾中 央総合病院	上尾市柏座一―十―十	同
相原 大和	肢体不自由	整形外科	介護老人保健施設鶴瀬台の 里	富士見市鶴瀬西二―八― 三十二	同

梅香路 英正	肢体不自由	整形外科	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷三十八	同
長田 治	肢体不自由	神経内科	深谷赤十字病院	深谷市上柴町西五―八―一	同
海田 長計	肢体不自由	整形外科	医療法人社団愛友会上尾中 央総合病院	上尾市柏座一―十―十	同
河島 あき	肢体不自由	整形外科	医療法人蓮江病院	久喜市本町一―七―十二	同
久須美 真理	肢体不自由	脳神経外科	北里大学メディカルセンタ 	北本市荒井六―百	同
小山 忠昭	肢体不自由	整形外科	埼玉医科大学国際医療セン ター	日高市山根千三百九十七―一	同

菅原 祐之

肢体不自由

小児科

草加市立病院

一 草加市草加二―二十一―

同

大塚 敏之

心臓機能障害

循環器内科

社会医療法人壮幸会行田総合病院

行田市持田三百七十六

同

氷見 智子

心臓機能障害

循環器科

医療法人新青会川口工業総合病院

五 川口市青木一―十八―十

同

今泉 理枝

じん臓機能障害

外科

社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会栗橋病院

一六 久喜市小右衛門七百十四

同

今給黎 敏彦

じん臓機能障害

腎臓内分泌内科

防衛医科大学校病院

所沢市並木三―二一

同

後藤 敏夫

じん臓機能障害

内科

埼玉医療生活協同組合皆野病院

秩父郡皆野町皆野二千三十一―一

同

山崎 麻由子	じん臓機能障害	腎臓内科	社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会栗橋病院	久喜市小右衛門七百十四 ―六	同
鍵山 奈保	呼吸器機能障害	呼吸器内科	埼玉県立循環器・呼吸器病センター	熊谷市板井千六百九十六	同
木野 博至	呼吸器機能障害	呼吸器内科	一般財団法人野中東皓会静風荘病院	新座市堀ノ内一―九―二十 八	同
倉島 一喜	呼吸器機能障害	循環器内科	埼玉県立循環器・呼吸器病センター	熊谷市板井千六百九十六	同
黒澤 隆行	呼吸器機能障害	内科（呼吸器）	春日部市立病院	春日部市中央七―二―一	同
江間 玲	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	外科	北里大学メディカルセンター	北本市荒井六―百	同
森田 大作	ぼうこう又は直腸機能障害	消化器・一般外科	医療法人社団哺育会白岡中央総合病院	白岡市小久喜九百三十八 ―十二	同

田和
良行

肝臓機能障害

内科

医療法人社団明芳会イムス
三芳総合病院
入間郡三芳町藤久保九百
七十四―三

同

告 示

埼玉県告示第千百二十五号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十七年十月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名	指定障害区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
益子 智貞	肢体不自由	益子診療所	吉川市保村中野分百八十二 一	平成二十六年四月十八日
濟陽 里佳	視覚障害	越谷市立病院	越谷市東越谷十一四十七 一	平成二十七年三月三十一日
佐久間 肇	肢体不自由、呼吸器 機能障害	国立障害者リハビリテー ションセン ター	所沢市並木四 一	平成二十七年四月一日
寶積 克彦	肢体不自由	医療法人尚寿会大生病院	狭山市大字水野六百	平成二十七年四月十四日
三尾 健介	肢体不自由	防衛医科大学校病院	所沢市並木三 二	平成二十七年六月三十日
松井 俊通	肢体不自由	北里大学メディカルセン ター	北本市荒井六一百	平成二十七年六月三十日
富田 幸八郎	肢体不自由	医療法人幸篤会富田整形外 科	鶴ヶ島市藤金八百三十五 一五 十九	平成二十七年六月三十日
新井 政幸	肢体不自由	上吉田医院	秩父市上吉田四千二百九 十四 一	平成二十七年七月三日
篠田 雄一	肢体不自由	医療法人社団愛友会三郷中 央総合 病院	三郷市中央四一五 一	平成二十七年七月四日

岸澤 文男

肢体不自由

岸澤医院

東松山市材木町十六―十三

平成二十七年七月八日

柑本 晴夫

肢体不自由

小手指整形外科

所沢市小手指元町三―二―三十一

平成二十七年七月十日

瀬戸口 誠

じん臓機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害

社会福祉法人恩賜財団済生会支部
埼玉県済生会栗橋病院

久喜市小右衛門七百十四―六

平成二十七年七月三十一日

忽滑谷 通夫

心臓機能障害

医療法人財団明理会イムス富士見
総合病院

富士見市大字鶴馬千九百六十七―一

平成二十七年八月二十一日

小峯 輝男

視覚障害

小峯眼科医院

秩父市中村町一―八―十二

平成二十七年九月三十日

告 示

埼玉県告示第千二百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー鶴ヶ島店

埼玉県鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘字仲丸前三百三十六番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

(1) 交差点一、交差点三は道路線形の条件が許すならば、今にも信号機設置が急務であるほどに交通量が多い。これらの交差点のある二本の主道路を繋ぐ従道路（市道二二五号線）に面して本件は立地しており、市道二二五号線と鶴ヶ島第二小学校東南側沿道の市道八九九号線（本件の駐車場を分断する形で通過している）とが交差する交差点二にあつては、現状、東部保育所（平成三十二年度閉園予定）の保育園児や鶴ヶ島第二小学校（以下第二小学校と略述）の通学児童、年金受給等で鶴ヶ丘郵便局を利用する高齢者、近隣の大学（川越の東洋大学工学部キャンパス等）の自転車通学生等、どちらかといえば交通弱者が頻繁に横断している。交差点二については、交通量調査を踏まえた予測では、最大二八〇台／時とあるが、交通量調査日時の適切性、一般スパーに比べて非正規従業員の多い（個別通勤の多様性が見込まれる）本件の営業形態を勘案すると、予測値の二〇台／時以上の変動は十分に想定されるものであり、つまり三〇〇台／時という警察庁の信号機設置基準を上回る可能性が高い。横断者の交通事故の危険性が高いと認識して、信号機設置あるいは歩道橋等、安全効果の高い物的措置が欠かせないのではないか。

(2) 本件の立地は、幅員四メートル弱の市道四三六号線で第二小学校に隣接し、本件設置基盤の地盤高は、第二小学校のグラウンド面より一・五メートルほど高い。これに、本件建物の設計図上の最高部が八・五メートル弱であることを勘案すると、実質的には建築基準法（第一種中高層住宅専用地域の十メートル以上の建物に適用）の日影規制を超過する長さ（三十メートル程度）と時間（二・五〜四・五時間程度）の日影が生じてしまうのではないか。日陰のあるグラウンド、入射光の少ない体育館、冷水温のプール等、児童の教

育環境に問題は生じないのか。建物最高部の平面配置の再検討で日影の影響は緩和できるのではないか。

(3) 本件敷地内の雨水排水処理は、宅地内浸透排水処理となっている。平成十八〜十九年頃に、坂戸鶴ヶ島下水道事業団により実施された、交差点三付近の下水道幹線工事、その後の拙宅前（本件より八十メートル東方）の下水道支線工事の際の地質の現認によれば、この時の地質は想定された関東ローム層の均質な未攪乱層ではなく、鶴ヶ丘地区の戦後開拓に伴う造成残土（砂礫）や畑土（クロボク）が混入するものであった。これから類推するに、本件の地盤地質も関東ローム層の均質な未攪乱層とは考えづらく、水道（みずみち）の予測しづらい不均質土である可能性が高い。水平距離が短く、高低差のある第二小学校のグラウンドへ、本件宅地内排水処理水の地下浸透を経た漏水が懸念される。浸透升の配置を検討して浸透路長を長くする、一時貯留タンクの容量を大きくして浸透負荷を適時小さくする、あるいは遮水シートを設置する等の対策が必要ではないか。

(4) 鶴ヶ丘地区の中核施設である第二小学校のイチヨウ（市道四三六号線沿道）やサクラ（市道八九九号線沿道）の並木は、戦後開拓に始まる地域の景観形成の要である。昼間の遮光で萎凋し、夜間の人工光（防犯灯など）で徒長し、漏水による地下水位の上昇で根腐れすること等により樹勢を失い、虫食いや開花不全を経てやがては枯死してしまうのではないか。

(5) 旧養命酒工場側へ開放されていたグラウンドの上空が、校舎、体育館、本件建物で囲まれることになり、ドクターヘリやその他緊急航空機のグラウンドへの進入・退出路が、第二小学校東南部の住宅密集地上空となり、墜落等の二次災害に懸念がある。

二 縦覧期間

平成二十七年十月六日から平成二十七年十一月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

告 示

埼玉県告示第千二百二十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）マミーマート坂戸八幡店

埼玉県坂戸市八幡一丁目十七番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 周辺道路は現在も混雑しており、店舗への出入に際しては円滑な交通誘導をお願いします。また、利用者混雑時には、誘導整理員等を配置することや埼玉県屋外広告物条例を遵守した誘導案内看板等を設置するなど騒音対策等も含め、適切な対応をお願いします。

(2) 児童生徒の登下校時における出入口付近の安全確保、安全対策を講じてください。

(3) 深夜営業もあることから警備員の配置や青少年健全育成推進店への積極的な加入等、非行防止に配慮してください。

(4) 坂戸市事業系一般廃棄物受入基準、騒音規制法及び振動規制法、埼玉県生活環境保全条例及び坂戸市環境保全条例を遵守してください。

(5) 開店後においても、周辺地域の生活環境に影響を及ぼす事案が発生した場合には、速やかに関係機関と協議するとともに適切な対策を講じてください。

二 縦覧期間

平成二十七年十月六日から平成二十七年十一月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年十月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月六日

埼玉県本庄県土整備事務所長 石 関 千 春

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 児玉新町線
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
児玉郡上里町大字勅使河原字宮本 一三五四番一地先から同郡同町大 字勅使河原字久保一五一七番一地 先まで	先まで 字勅使河原字久保一五二〇番一地 先まで	児玉郡上里町大字勅使河原字真下 一二八一番七地先から同郡同町大 字勅使河原字久保一五二〇番一地 先まで	区 間
一二・二〇) 一二・七〇	五・〇〇) 二五・八〇	五・〇〇) 一六・三〇	敷地の幅員 (メートル)
一四五・〇〇		六二八・〇〇	延 長 (メートル)
道路改築工事による			備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年十月六日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十七年三月二十日

指令川建セ第二六〇一一三〇号

二 検査済証番号

平成二十七年九月三十日

川建セ第二七〇〇五二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字西和田字後和田八百五十三番一、八百五十四番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間郡越生町大字西和田三百七十一番地

川口 資夫

正 誤

埼玉県内水面漁場管理委員会告示第一号（平成十七年三月二十九日号外第五号）
中訂正

ページ 段 行

六十三 二 十三

誤

条例第二条第一項第四項第一号

正

条例第二条第四項第一号